（審判調書）

第七十六条　（略）

2　（略）

3　審判調書には、書記が記名し、審判長が確認しなければならない。

（送達の場所）

第八十九条　（略）

2　（略）

（削る）

（建設業法施行規則の一部改正）

第二条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（審判調書） **第七十六条**　（略） 2　（略） 3　審判調書には、書記が記名し、審判長が確認しなければならない。 （送達の場所） **第八十九条**　（略） 2　（略） 3　第一項の届出は、書面でこれをしなければならない。	（審判調書） **第七十六条**　（略） 2　（略） 3　審判調書には、書記が記名押印し、審判長が認印しなければならない。 （送達の場所） **第八十九条**　（略） 2　（略） 3　第一項の届出は、書面でこれをしなければならない。
（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法） **第十三条の四**　法第十九条第三項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるものとする。 一　電子情報処理組織を使用する措置のうち次に掲げるもの イ　建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて法第十九条第一項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容（以下「契約事項等」という。）を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら当該契約の相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録する措置 ロ　建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられた当該契約の相手方の受信者ファイルに当該契約事項等を記録する措置 ハ　建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供する措置 二　（略） 2　前項各号に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。 一～三　（略） 3　第一項各号に掲げる措置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 一　第一項第一号ロに掲げる措置にあつては、契約事項等を建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該契約事項等を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。	（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法） **第十三条の四**　法第十九条第三項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。 一　電子情報処理組織を使用する措置のうちイ又はロに掲げるもの イ　建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置 ロ　建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十九条第一項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容（以下「契約事項等」という。）を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該契約事項等を記録する措置 （新設） 二　（略） 2　前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。 一～三　（略） （新設）